農産物検査に関する事務処理要領

岡　山　県　農　林　水　産　部　長　通　知
制　　定　平成 28 年４月１日付け農産第　７号
一部改正　令和３年 10 月 14 日付け農産第 669 号
一部改正　令和５年 10 月１日付け農産第 762 号

（趣旨）

第１　農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 17 条の規定による登録検査機関の登録、法第 18 条の規定による登録の更新、法第 19 条の規定による変更登録及び法第 20 条第３項の規定による農産物検査結果の報告の実施に関し必要な手続きについては、法、農産物検査法施行令（平成７年政令第 357 号）、農産物検査法関係手数料令（昭和 59 年政令第 143 号）、農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号。以下「規則」という。）、関係告示及び農産物検査に関する基本要領（平成 21 年５月 29 日付け 21 総食第 213 号農林水産省総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

（地域登録検査機関の登録等）

第２　登録検査機関であってその農産物検査を行う区域が一の都道府県の区域であるもの（以下「地域登録検査機関」という。）の登録、登録の更新（以下「登録等」という。）及び変更登録を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、規則第 13 条第１項各号又は同第 19 条各号に掲げる事項を記載した登録等申請書(以下「登録等申請書」という。）を岡山県知事（以下「知事」という。）に提出する。

２　前項により登録等申請書の提出を受けた知事は、直ちに当該申請書を審査する。

３　農産物検査を行う区域の増加に係る変更登録をしようとする地域登録検査機関は、基本要領に規定する変更登録に係る申請書を知事を経由して地方農政局長に提出する。

（登録等の実施）

第３　知事は、確認の結果、申請者による登録等の申請が法第 17 条第２項各号の登録要件に適合していると認めるときは、規則別記様式第 18 号による検査機関登録台帳（以下「登録台帳」という。）に法第 17 条第４項各号に掲げる事項及び規則第 17 条に定める農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類を記帳して登録するとともに、当該農産物検査員に対し規則第 14 条第２項の規定に基づき、規則別記様式第 19 号による農産物検査員証を交付する。

２　知事は、国内産農産物の品位等検査の登録に当たり、法第 17 条第２項第１号から第４号に定める要件に適合していることを確認し、登録する。

また、外国産農産物の品位等検査の登録に当たり、事務所に円滑かつ適正な検査を実施するために支障がないと認められる明るさ及び広さを有する分析室を備え、かつ農産物検査員が２名以上（うち常駐者１名）いることを確認し、登録する。

3　知事は、登録等をしたときは地域登録検査機関の登録通知書を、登録等を拒否したときは地域登録検査機関の登録拒否通知書を、遅滞なく、申請者に送付する。

4　次に掲げる公示は、知事が庁舎内の掲示板等に掲示して行うとともに、地方農政局長と公示内容を共有する。

（1）法第 17 条第６項（法第 18 条第３項及び第 19 条第３項において準用する場合を含む。）の規定による登録等の公示

（2）法第 17 条第９項の規定による登録事項の変更の届出及び業務の休止又は廃止の届出の公示

（3）法第 18 条第４項の規定による地域登録検査機関の登録の失効の公示

（登録事項の変更の届出等）

第４　法第 17 条第７項の規定による登録事項の変更の届出（法第 17 条第４項第６号に掲げる事項に係る変更の届出を除く。）は、登録事項変更届出書により、知事に届け出る。

2　法第 17 条第８項の規定による業務の休止及び廃止の届出は、地域登録検査機関業務休止（廃止）届出書により、知事に届け出る。

3　知事は、１項又は２項の届出を受理したときは、登録台帳の記載事項の変更を行う。

（業務規程の届出等）

第５　地域登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、業務規程を別紙１地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアルの内容を踏まえ作成し、知事に届け出る。なお、変更登録及び登録事項の変更等に伴い業務規程を変更するときも同様とする。

2　業務規程の届出を受けた知事は、審査を行い、当該業務規程が農産物検査の適正かつ確実な実施上不適当であると認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命じる。なお、審査に当たり、必要に応じて現地での確認を行うことができるものとする。

（農林水産大臣に対する申出の取扱い）

第６　法第 33 条第１項の農林水産大臣に対する申出（以下「申出」という。）を行おうとする者は、申出書（正副２通）を知事に提出して、申出を行う。

2　知事は、申出に迅速かつ的確に対応する観点から、あらかじめ申出受付窓口を開設する。なお、申出に係る調査を行うために必要な農産物の積替え、運搬及び開装に要する費用は、申出を行った者の負担とする。

（農産物検査の検査結果報告等）

第７　法第３条から第 10 条までの規定に基づき地域登録検査機関が実施した農産物検査の検査結果の取りまとめ及び報告並びに法第 29 条の規定に基づく検査結果その他農産物検査に関する情報の提供については、次に定めるところによる。

（1）検査結果の取りまとめ事項

知事は、地域登録検査機関が農産物検査法に係る農林水産大臣への報告様式及び農林水産大臣の定める期日（平成 13 年農林水産省告示）の規定に基づき報告する検査結

果に係る事項について検査結果を取りまとめる。

（２）検査結果の報告方法及び期日

知事は、基本要領に定める期日までに管内の検査結果について取りまとめを行い、電子メールにより地方農政局長に報告を行う。

ただし、報告期日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に定める行政機関の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない事情により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ地方農政局長に報告を行う。

（３）情報の提供

ア　検査結果の公表

知事は、取りまとめた検査結果のうち、次に掲げるものについて公表の必要があると認める場合は、公表を行うことができる。

（ア）国内産米穀の検査結果

（イ）国内産麦類の検査結果

（ウ）国内産大豆の検査結果

（エ）輸入農産物の検査結果

（オ）その他知事が公表の必要があると認める検査結果

イ　公表方法

前項の公表に当たっては、農林水産省農産局長が公表した後に、ホームページへの掲載等により公表を行う。

（４）情報請求者への情報の提供

ア　情報の提供時期

知事は、情報提供を請求する者（以下「情報請求者」という。）に対し、農林水産省農産局長が公表した後に情報の提供を行う。

イ　情報の提供内容

情報の提供内容は、（３）のアの公表内容及びその他取りまとめた情報について、知事が、法第 29 条の趣旨に基づき提供を認めたものとする。

なお、情報請求者に対して提供する情報の取扱いについては、原則として情報請求者限りとするよう、提供の際に指示する。

ウ　情報の提供方法

知事は、情報請求者との話合いにより提供方法を決定する。

なお、情報の提供に当たっては、知事は整理簿を作成し、情報請求者から依頼の趣旨、活用の具体的内容を聴取するとともに、受渡方法と併せて記載しておくものとする。

（電子情報処理組織を使用して行う手続の特例）

第８　第２条第１項の規定による申請（以下「申請書等」という。）については、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使

用する方法により行うことができる。

2　前項の規定により行われた申請書等は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年岡山県規則第18号）及び岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する取扱要領（平成16年３月23日制定）の規定を準用する。

（国との連携）

第９　知事は、この要領の事務に当たって、国と密接な連携の下に行うものとする。

（補則）

第10　この要領に係る手続の細部の事項は、別に定めるマニュアルによるものとする。